

排水設備に関する資料のご確認（お願い）

排水設備の計画・設計を進めるにあたり、事前の確認資料（法令、技術上の基準など）により、予め内容などのご確認をお願いします。

協議・打合せの日程につきましては、資料のご確認後にお願いします

【配布資料】

- ・都市計画法第32条・宅地開発指導要綱・排水協議の協議申請書類一覧
- ・排水設備の技術基準について
- ・排水設備の協議に関する内訳
- ・排水管及び柵リスト
- ・雨水排水設備計画検討書（区画割平面図、面積計算書などの設計例）
- ・平面図
- ・屋外施設の排水設備取扱い指針

【注意事項】

＜ディスポーザを設置する場合＞

ディスポーザの設置は「千葉市ディスポーザ排水処理システム等の設置取扱い要綱」に基づき、所定の手続きをに行ってください。

＜特定事業場による排水規制がある場合＞

下水道法及び千葉市下水道条例で定めた水質の排除基準を上回る場合、下水道法に基づく「特定施設設置届出書」を設置工事の60日前までに提出してください。

※ この資料は令和8年1月1日から適用する。

下水道企画部下水道営業課

TEL: 043-245-5412

（担当）排水設備班